

定 款

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本メンテナンス工業会(以下「本会」といい、英文名を Japan Association of Maintenance and Service Contractors 略称：JAMSEC という)という。

(事務所)

第2条 本会は主たる事務所を東京都港区におく。

(目的)

第3条 本会は我が国メンテナンス業界におけるメンテナンス技術を向上し、人材の確保育成を図り、更に業界各社の経営基盤を強化し、産業界から信頼される技術・技能を備えた業界となり、もって我が国の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) メンテナンス技術・技能に関する総合的かつ体系的な調査及び研究。
- (2) メンテナンスにかかわる技術者、技能者の確保・育成に関する教育体系の整備及び研修の実施。
- (3) メンテナンスにかかわる情報の収集及び提供。
- (4) 機関誌、図書その他出版物の刊行。
- (5) 産業界、関係省庁及び関連団体に対する意見具申及び相互交流。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会員

(種類及び資格)

第5条 本会の会員は正会員及び賛助会員とし、正会員をもって民法上の社員とする。

2. 正会員は、本会の目的に賛同して入会した法人(事業場、工場を含む)とする。
3. 賛助会員は、本会の事業を賛助するために入会した法人。

(入会及び代表者の届出)

第6条 本会の正会員になろうとするものは、所定の入会申込書を会長に提出し理事会の承認を得なければならない。

2. 正会員にあっては、本会に対する代表者としてその権利を行使するもの(以下会員代表者という)を定め、会長に届け出るものとする。
3. 会員代表者を変更した場合は、速やかに変更届を会長に届け出なければならない。
4. 本会の賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、本会の運営及び事業の実施に要する経費を負担するため、総会の定めるところにより入会金及び会費を負担しなければならない。

2. 賛助会員は、本会の運営及び事業の実施に要する経費を負担するため、総会の定めるところにより賛助会費を負担しなければならない。

(権利及び義務)

第8条 会員は本会の事業に参加することができる。

2. 正会員は、それぞれ1個の表決権を有する。
3. 会員は、この定款及び総会の決議を遵守しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、事前にその旨を書面をもって会長に届け出なけ

ればならない。

2. 会員が解散又は破産したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において正会員数の4分の3以上の議決を得てこれを除名することができる。

(1) 会費を納入せず督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

(2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。

2. 前項第2号の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知を行うとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第9条及び第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務は免れる。ただし未履行の義務はこれを免れることができない。

2. 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員及び顧問

(役員の種類及び数)

第12条 本会に次の役員をおく。

(1) 理事 15名～25名

(2) 監事 2名

2. 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長とし、必要に応じ専務理事1名常務理事若干名をおくものとする。

(役員を選任)

第13条 役員は、総会において正会員(会員代表者)のうちから選任する。ただし、3名を限度として正会員以外の者から総会において選任することができる。

2. 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において理事の互選により定める。

3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4. 理事または監事が会員代表者でなくなったときは、第1項の規定にかかわらず理事会の議決を得て、当該会員から第6条第3項の規定に基づき届出のあつた会員代表者を後任の理事又は監事とすることができる。この場合、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を得るものとする。

(役員職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

2. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

4. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務を統括する。

5. 常務理事は、専務理事を補佐し、会務を分担処理するとともに、専務理事に事故のあるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

6. 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 会計及び業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の召集を請求し若しくは召集

すること。

(役員任期)

第 15 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により就任した役員任期は、前項本文の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残留期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 16 条 役員が次の各号の一つに該当する場合は、総会において正会員数の 4 分の 3 以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
2. 前項第 2 号の規定により解任しようとする場合は、第 10 条第 2 項の規定を準用する。

(役員報酬)

第 17 条 役員は、無報酬とする。ただし常勤の役員については、理事会の議を経て報酬を支給することができる。

(顧問)

第 18 条 本会に顧問若干名をおくことができる。

2. 顧問は理事会の推薦により会長が委嘱する。
3. 顧問は、本会の運営に関し会長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
4. 顧問の任期は、第 15 条第 1 項の規定を準用する。

第 4 章 会議

(会議の種類)

第 19 条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。
3. 監事は、会議に出席して意見を述べるができる。

(会議の権能)

第 21 条 総会は、本会の最高の議決機関であって、この定款に別に定めるもののほか、本会の運営に関する重要事項を議決する。

2. 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に付議すべき事項。
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(会議の開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 75 日以内に開催する。

2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき。
 - (3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき。
3. 理事会は次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき。

(会議の招集)

第23条 総会及び理事会は、会長が招集する。

2. 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の10日前までに正会員に通知しなければならない。

3. 理事会を招集する場合は、前項の規定を準用する。ただし、議事が緊急を要する場合は、あらかじめ理事会で定めた方法により招集することを妨げない。

4. 前条第2項第2号若しくは第3号又は第3項第2号の請求があった場合は、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

(会議の議長)

第24条 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし第22条第2項第3号の規定に基づく臨時総会を開催した場合は、正会員のうちから議長を選出する。

(会議の定足数)

第25条 総会及び理事会は、構成員の2分の1以上の出席により成立する。

(会議の議決)

第26条 総会及び理事会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2. 総会及び理事会においては、第23条第2項又は第3項の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし議事が急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。

3. 特別な利害関係人は、定足数に参入せず、又表決権を行使することはできない。

(会議の書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため、総会及び理事会に出席できない構成員はあらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2. 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3. 第1項の規定により表決権を行使する場合は、当該構成員は出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第28条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所。

(2) 構成員の現在数。

(3) 会議に出席した構成員の数及び氏名(書面表決及び表決委任者を含む)。

(4) 議決事項。

(5) 議事経過の概要。

(6) 議事録署名人の選任に関する事項。

2. 議事録には議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金及び会費

(2) 寄付金。

(3) 資産から生ずる収入。

(4) 事業による収入。

(5) その他の収入。

(資産の管理)

第30条 本会の資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第31条 本会の経費は資産をもって支弁する。

(剰余金の処分)

第32条 本会の収支決算に剰余金が生じた場合は、繰り越した欠損金があるときはその補てんに充て、なお剰余金のあるときは総会の議決を得てその全部又は一部を翌年度に繰り越すか、積立金に繰り入れるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 本会の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し理事会の議決を得た後、毎事業年度の開始前に総会の議決を得なければならない。ただし、やむを得ない事情があるため当該事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、理事会の議決によることを妨げない。この場合、当該事業年度の開始の日から75日以内に総会の議決を得るものとする。

2. 前項ただし書きの場合にあっては、総会の議決を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。

(事業報告及び収支決算)

第34条 本会の事業報告書及び収支決算書は、会長が事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経、理事会の決定を得た後当該事業年度終了後75日以内に総会の承認を得なければならない。

(特別会計)

第35条 本会の事業の遂行上必要がある場合は、理事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。2. 前項の特別会計は、第33条の収支予算及び前条の収支決算に計上しなければならない。

(借入金)

第36条 本会が資金の借入をしようとする場合は、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって、当該返済期間が1年以内のものを除き、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得なければならない。

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第39条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項第2号の規定により解散する。

2. 本会は、民法第68条第2項第1号の規定に基づいて解散する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第40条 本会解散の場合の残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を得、本会と類似の目的を持つ他の法人又は団体に寄付するものとする。

第7章 補則

(委員会)

第41条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2. 委員会は、その目的とする事項について調査及び研究し又は審議する。

3. その他委員会の組織、構成及び運営に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を得て別に定める。

(事務局)

第42条 本会の事務を処理するため、事務局をおく。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員をおく。

3. 事務局長は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。

4. その他事務局及び職員に関する必要な事項は、会長が理事会の議決を得て別に定める。

(実施細則)

第43条 この定款の施行に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を得て別に定める。

付則(平成2年10月1日)

1. この定款は、本会の設立された日から施行する。

2. 本会の設立当初の理事及び監事は、第13条第1項から第3項までの規定にかかわらず設立総会において選ばれた者がこれにあたり、その任期は第15条第1項本文の規定にかかわらず設立された日から第22条第1項の規定により平成3年に開催される通常総会において選任されたものが就任するときまでとする。

3. 本会の設立所年度の事業年度は第37条の規定にかかわらず、設立された日から平成3年3月31日迄とする。

4. 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会において定められた当該期間の事業計画及び収支予算によるものとする。

付則(平成14年6月1日)

1. 第2条を変更し本日から施行する。

(事務所) 第2条 本会は主たる事務所を東京都港区におく。の「港区」を「中央区」に変更。

付則(平成26年6月10日)

2. 第2条を変更し本日から施行する。

(事務所) 第2条 本会は主たる事務所を東京都中央区におく。の「中央区」を「港区」に変更。